

地域型保育事業に係る、嘱託医業務における指針

地域型保育事業においては、事業の実施主体が市町村及び民間事業者となるため、嘱託医業務について各実施者に任されるところではあるが、その業務内容等について、藤沢市と藤沢市医師会で協議をし一定の指針を設ける。この内容についてはあくまで各事業者に強制するものではない。

1, 嘱託医の業務の目的

嘱託医の業務は、園児の発育・発達を見守り、安全で健やかな園生活が送れるよう保育環境整備への助言・指導を行い、また疾病予防や障害・疾患を有する子どもへの対応をも含めて園児の健康維持、増進を図ることを目的とする。

2, 業務内容について

嘱託医は、保育事業における児童及び施設内の健康管理について、施設長と密接な連絡を行い、必要に応じた健康相談、保健指導、健康診断等を実施する。

3, 健康診断の回数について

1における健康診断とは、定期の健康診断、入所時の健康診断及び臨時健康診断とする。

定期の健康診断は年2回春秋とする。

入所時の健康診断については、原則として入所後1ヶ月以内実施するものであり、嘱託医と施設長が連絡をとりあい実施する。ただし、児童の入所後2ヶ月以内に定期の健康診断を実施し、かつ当該児童が当該定期の健康診断を受診した場合は、入所時の健康診断を実施したとみなすことができることとする。

4, 健康診断の実施場所について

定期健康診断は原則として嘱託医が所属する病院等において実施する。ただし、必要に応じて嘱託医と施設長が協議のうえ、病院等以外の場所でも実施することができる。

5, 報酬について

報酬額

月額報酬

小規模保育事業 15,000円

家庭的保育事業 10,000円

報酬の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 月の途中で委嘱又は契約した場合の報酬は、委嘱又は契約した日からの日割りにより支給する。
- (2) 月の途中で解職又は契約解除した場合の報酬は、解職又は契約解除した日までの日割りにより支給する。
- (3) (2)の規定に関わらず、嘱託医が死亡した場合は、死亡した月の報酬の全額を支給する。
- (4) 日割り額の算出に当たっては、1円未満の端数金額を切り捨てる。

2015年4月1日